

国 内 経 済 要 錄

◇外貨準備金制度の一部改正

最近の海外短期債務増加傾向にかんがみ、その量的な調整をはかるとともに、為替銀行の流動準備のいっそうの充実にも資するため、今般大蔵省は本行と打合せのうえ、外貨準備金制度を下記のとおり一部改正し、8月1日から実施した。

(1) 大蔵大臣名義預り金を除く対象債務に対する準備率を25%とする(現行は20%、ただし昭和38年1月以降増加分については35%)。

(2) 対象債務の本年8月以降増加分に対する準備率を35%とし、かつその準備資産は、借入金などの担保に供していない外国政府証券など(外国政府および国際機関の発行する市場性ある証券)に限ることとする(現行は外国政府証券などに限られていない)。

なお、大蔵大臣名義預り金に対する準備率は現行

どおり20%に据え置かれた。

◇全国相互銀行協会および全国信用金庫協会の歩積み、両建て預金自粛措置

全国相互銀行協会および全国信用金庫協会は、大蔵省の指導通達に基づき、それぞれ7月15日および21日に、歩積み、両建て預金自粛措置を申し合せ、いずれも8月1日から実施することとなった。

自粛措置の内容は、おおむね銀行の場合(前月号「要録」参照)と同様であるが、注目すべき相違点は次のとおり。

(1) 自粛対象預金の貸出に対する比率を半減させる期間は、銀行が半年間であるのに対して、相互銀行および信用金庫は1年間であること。

(2) 自粛対象預金の金利措置については、引下げ後の金利水準が、銀行に比し、2厘高であること。ただし、39年3月末預金量30億円未満および38年度経常収支率80%超の信用金庫は、さらに1厘高(銀行に比し3厘高)。

〔参考〕

昭 和 38 年 国 民 所 得

(単位・10億円)

| | 昭 和 38 年 | | | | | 対 前 年 同 期 比 (%) | | | | |
|-----------------------|----------|---------|---------|---------|----------|-----------------|-------|-------|--------|-------|
| | 1~3月 | 4~6月 | 7~9月 | 10~12月 | 計 | 1~3月 | 4~6月 | 7~9月 | 10~12月 | 計 |
| 個 人 消 費 支 出 | 2,542.7 | 2,729.7 | 2,862.8 | 3,350.5 | 11,485.7 | 113.6 | 114.9 | 117.5 | 115.3 | 115.4 |
| 國 内 民 間 総 資 本 形 成 | 968.4 | 1,309.5 | 1,523.7 | 2,063.3 | 5,864.8 | 81.7 | 104.9 | 146.9 | 121.7 | 113.5 |
| 個 人 住 宅 | 122.7 | 184.1 | 202.4 | 186.3 | 695.5 | 124.3 | 136.8 | 140.5 | 133.0 | 134.4 |
| 生 産 者 耐 久 施 設 | 856.0 | 873.1 | 1,053.4 | 1,172.7 | 3,955.2 | 88.1 | 91.9 | 105.3 | 114.5 | 100.3 |
| 在 庫 品 增 加 | △ 10.3 | 252.3 | 267.9 | 704.2 | 1,214.1 | — | 154.4 | — | 132.0 | 172.2 |
| 經 常 海 外 余 剰 | △ 81.5 | △ 84.9 | △ 48.7 | △ 49.6 | △ 264.7 | — | — | — | — | — |
| 政 府 の 財 貨 サ ー ビ ス 購 入 | 1,286.8 | 672.1 | 916.5 | 1,615.9 | 4,491.3 | 119.7 | 118.0 | 112.6 | 113.6 | 115.7 |
| 合 計 (國 民 総 支 出) | 4,716.4 | 4,626.4 | 5,254.3 | 6,980.0 | 21,577.1 | 107.3 | 111.2 | 121.1 | 114.4 | 113.6 |